

住みか工〜ル 補助制度

三田市内で新築・中古住宅を購入し、住み替えをする
市内・市外の若年世帯等に、費用の一部を補助します！

補助額

上限基礎額 **10万円**

建築工事請負契約
または建物の売買契約にかかる経費 × **1/10**
(※土地は除く)

※購入金額が100万円を超える場合は10万円補助となります



+ 条件に応じて加算！

市街化調整区域
の場合
+ **10万円**

市外から転入
の場合
+ **10万円**

市内の企業に
勤務している場合
+ **20万円**

最大
50万円
補助！

※市内企業勤務とは、市内企業に
正規雇用従業員として就業していること

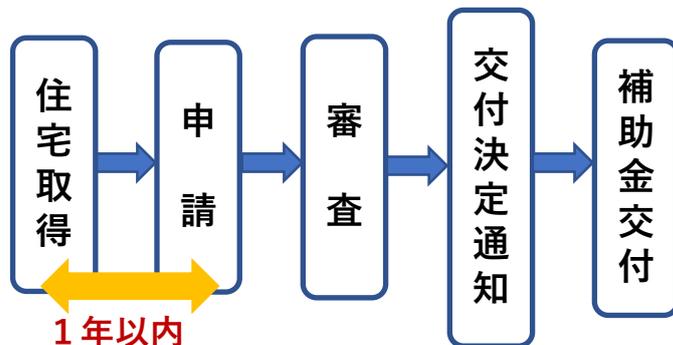
❗ 申請には期限があります！

新築・中古住宅購入ともに
登記から **1年以内**
※令和5年4月1日以降の取得が対象

❗ 申請日までに三田市への 住民登録が必要です！

❗ 国、県等から住宅取得のために 補助金を受けている場合は、 申請ができません！

補助金交付の流れ



✓ 下記世帯のいずれかに該当すること

①若年世帯

夫婦（および内縁関係、パートナーシップ宣誓者）の合計年齢が満80歳未満

②子育て世帯

子どもが18歳になる年の年度末（3月31日）までの世帯
または妊娠している者がいる世帯

③若年独身世帯

満年齢が40歳未満の方



✓ 対象

- (1) 住宅を取得し、世帯全員が居住すること（一時的な居住でないこと）
- (2) 登記において、所有権を有する者または同一世帯に属する者
- (3) 市区町村民税を滞納していないこと
- (4) 暴力団員または反社会的勢力に寄与するための利用でないこと
- (5) 過去に本制度および住宅取得のための補助金を受けていないこと
- (6) その他の国の補助金を申請していないこと（本制度と併用不可）

✓ 必要書類

- (1) 補助対象住宅に居住する世帯全員の続柄の記載のされた住民票の写し
- (2) 市区町村民税納税証明書（最新のもの）
- (3) 建物の登記記録の全部事項証明書
- (4) 位置図（グーグルマップ等）
- (5) 住宅の外観全体の写真
- (6) 建築工事請負契約書、売買契約書等の写し
- (7) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類（領収書等）
- (8) 都市計画規制情報図の写し
- (9) 共有名義同意書（共有名義である場合）
- (10) 誓約書
- (11) 同意書
- (12) 就業証明書（市内企業に正規雇用従業員として就業している場合）
- (13) その他市長が必要と認める書類

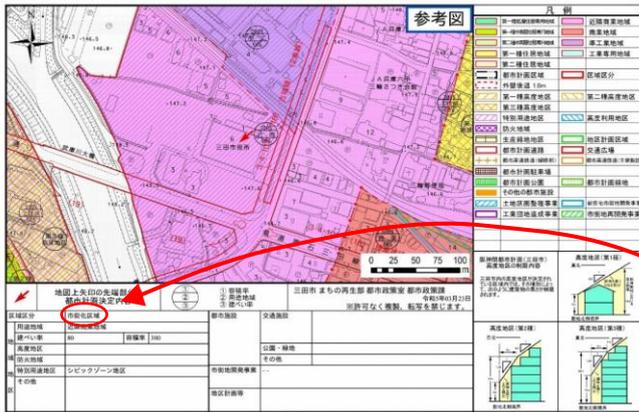


お問合せは
こちら

〒669-1595 三田市三輪2-1-1 三田市 移住定住促進課
TEL 079-555-6776 FAX 079-563-1366
E-mail ijyu@city.sanda.lg.jp



都市計画規制情報図の写しについて



? 市街化調整区域とは
「市街化を抑制すべき区域」
「優良な農地の保全を図る区域」のこと

「区域区分」の欄に「市街化調整区域」
もしくは「市街化区域」が記載されて
います

印刷の手順

下記のURL（三田市地図情報サイト）へアクセス、または「三田市 地図情報」で検索

<https://webgis.alandis.jp/sanda28/webgis/>

都市計画規制情報図 【同意した上で利用する】 を選択



1 右側メニューバーの虫眼鏡を選択

2 住所が地図上に表示されたらiマークを選択



3 照会するポイントにカーソルを合わせてクリック

4 ポップアップが表示されるので
ファイルを開くか保存、印刷する



本庁舎5階「都市政策課」でも
印刷できます
※発行には手数料(200円)がかかります